

## 告 示

### 埼玉県告示第六百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、田甲土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	金子博之	埼玉県比企郡吉見町大字田甲千三百六十七番地